

1. 件名：「日立GEニュークリア・エナジー（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【17】」

2. 日時：令和3年7月29日 14時30分～16時55分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野企画調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官

（核燃料施設審査部門）

甫出主任安全審査官※

日立GEニュークリア・エナジー株式会社：

原子力生産本部 原子力設計部 チーフプロジェクトマネージャ 他2名※

5. 要旨

（1）日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料のうち、一部の資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○地震力による安全評価における外筒の評価において、津波波力による安全評価における評価基準と異なるものを適用していることについて、基準適合のための要求事項を踏まえ、評価基準策定の考え方を再整理した上で説明すること。

○外部からの衝撃を受けた場合の閉じ込め機能維持の成立性見通しを説明するために行う一次蓋の横ずれ評価について、後段規制の範囲である外運搬規則への適合性確認の中で行う横ずれ評価との差異等を踏まえ、評価の考え方を明確にした上で説明すること。

（3）日立GEから、了解した旨回答があった。

6. その他

- 提出資料：資料 1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請  
(設置許可基準規則への適合性(第四条))
- 資料 1-2 4 条地震による損傷の防止  
(HDP-69BCH(B) 型の地震による損傷の防止について)
- 資料 1-3 HDP-69BCH(B) 型が特定兼用キャスクであることの説明資料
- 資料 1-4 構造強度解析のフロー図について
- 資料 2-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請  
(設置許可基準規則への適合性(第五条、第六条))
- 資料 2-2 5 条津波による損傷の防止  
(HDP-69BCH(B) 型の津波による損傷の防止について)
- 資料 2-3 6 条外部からの衝撃による損傷の防止  
(HDP-69BCH(B) 型の竜巻による損傷の防止について)

以上